

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 36 年 3 月 30 日に A 株式会社 B 工場の厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38 年 8 月 7 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 36 年 3 月から同年 11 月までは 6,000 円、同年 12 月から 38 年 7 月までは 1 万円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人が昭和 39 年 5 月 6 日に株式会社 C の D 営業所の厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、9,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 30 日から 38 年 8 月 7 日まで
② 昭和 39 年 5 月 6 日から同年 8 月 29 日まで

私は、申立期間①については、E 都道府県の A 株式会社 B 工場で勤務した。

また、申立期間②については、F 市町村の株式会社 C の D 営業所で G 部門担当として勤務した。

いずれの期間についても、一緒に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名であるが、申立人と生年月日の異

なる基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和 36 年 3 月 30 日、資格喪失日が 38 年 8 月 7 日）が確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚は、「申立人と一緒に A 株式会社 B 工場に就職し、2 年半ぐらい勤務した。」と証言しているところ、同人の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 36 年 3 月 30 日、資格喪失日が 38 年 9 月 2 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号が上記の未統合記録と連番となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 36 年 3 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38 年 8 月 7 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 36 年 3 月から同年 11 月までは 6,000 円、同年 12 月から 38 年 7 月までは 1 万円とすることが妥当である。

また、当該記録は、脱退手当金支給済期間である。

2 申立期間②について、株式会社 C の D 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名であるが、申立人と生年月日の異なる基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和 39 年 5 月 6 日、資格喪失日が同年 8 月 29 日）が確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚は、「申立人と一緒に G 部門担当として入社した。G 部門に申立人と同姓同名の者はほかにいなかった。」と証言しているところ、同人の同社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 39 年 5 月 2 日、資格喪失日が同年 11 月 3 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 39 年 5 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、上記の株式会社 C の D 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

結婚後、勤めていた A 市町村の会社を辞める際、会社から国民年金の加入手続をするように言われ、退職後の昭和 49 年 4 月に A 市町村役場の窓口で国民年金の加入手続を行い、夫の保険料と一緒に申立期間の保険料を市町村内の金融機関に納付した。

領収書は無くしてしまったが、納付していたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた昭和 49 年 4 月に A 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市町村に転居した後の 51 年 1 月 16 日に払い出され、49 年 4 月 17 日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかつたものと推認される。

また、申立人の上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったが、申立人は、B 市町村で申立期間の保険料を過年度納付した記憶が無い。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、私か夫のいずれかが夫婦二人分を一緒に納付した。」と主張しているところ、C 市町村が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫の申立期間の保険料は、C 市町村において、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの期間については 49 年 9 月 18 日に、49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間については 50 年 3 月 19 日に納付されていることが確認できることから、一緒に納付したとする申立人の主張と相違している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月まで

私の夫について、役場の職員から、「今なら遡って 10 年分の国民年金保険料を納付できる。」と言われたので、時期は覚えていないが、夫婦で国民年金に加入し、私が役場で夫の 10 年分の国民年金保険料と私の申立期間の保険料を一緒に納付した。納付した保険料は 10 万円ぐらいであったと思う。

申立期間が未納となっていることに納得がいかないのので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は覚えていないが、夫婦で国民年金に加入し、夫の 10 年分の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 11 月 18 日に払い出され、36 年 4 月 1 日に遡及して資格を取得していることが確認でき、また、特殊台帳から、申立人の夫は、50 年 12 月に、10 年分の保険料を遡及して納付（40 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の保険料を特例納付、48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付）していることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月 4 日に払い出され、同年 10 月 1 日に資格を取得していることが確認できるが、オンライン記録から、申立期間は平成 6 年 8 月 2 日に社会保険事務所（当時）において追加処理されたことが確認できることから、申立人が夫の国民年金の加入手続を行い、遡って 10 年分の保険料を納付した当時において、申立人は国民年金に未加入であり、一緒に自身の申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人が夫の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、夫の10年分の国民年金保険料と一緒に自身の申立期間の保険料を納付した際の金額について、「10万円ぐらいであった。」と述べているところ、当該金額は、夫の10年分の保険料のみを納付した場合の金額とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 15 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から同年 12 月まで
② 平成 15 年 4 月から同年 12 月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）から、時効により納付できなくなるとの連絡があったので、保険料納付の相談に行き、窓口で、それぞれの納付の時効間近にまとめて 9 か月分ずつを納付した。納付した国民年金保険料は毎年確定申告していた。

申立期間が未納となっていることに納得がいかないのので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料について、それぞれの納付の時効間近にまとめて納付した。また、納付した国民年金保険料については毎年確定申告していた。」と主張しているところ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付の時効前にまとめて納付するためには、申立期間①については平成 16 年 5 月までに、申立期間②については 17 年 5 月までに納付することが必要である。

しかしながら、A市町村が保管する申立人に係る平成 14 年から 17 年までの確定申告書の写しを確認したところ、14 年及び 15 年については国民年金保険料の納付記録が無く、オンライン記録においても保険料の納付記録が無く、16 年については、記載された保険料の金額は、オンライン記録において 16 年中に納付した期間（15 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 16 年 4 月から同年 12 月までの期間）の保険料の合計額と一致しており、申立期間①の保険料を納付したことは確認できない。

また、平成 17 年の確定申告書の写しについては、申立人のほか、その長男

についても扶養控除対象者として記載されているところ、同確定申告書の写しに記載された国民年金保険料は、オンライン記録において申立人及びその長男が17年中に納付した期間（いずれも17年1月から同年12月までの期間）の保険料の合計額と一致しており、申立期間②の保険料を納付したことは確認できない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月まで

私の昭和 55 年度の国民年金保険料については、当時住んでいた A 市町村で母が免除申請の手続をしたが、昭和 56 年 1 月に B 市町村に転居して結婚した後、送付されてきた納付書により近所の郵便局で数回に分けて納付した。

申立期間の領収書は無いが、昭和 56 年 3 月分の領収書を所持しているので、申立期間を納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、当時住んでいた A 市町村で免除申請の手続を行っていたが、昭和 56 年 1 月に B 市町村に転居して結婚した後、B 市町村から送付されてきた納付書により納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、A 市町村から B 市町村への住所変更の処理日及び結婚後の氏名変更の処理日として、昭和 56 年 6 月 6 日と記載されていることが確認できることから、申立人が B 市町村役場において国民年金の住所変更手続を行ったのは、同日（56 年 6 月 6 日）であったと考えられ、当該住所変更手続を行うまでは、B 市町村において国民年金被保険者として管理されておらず、当該手続を行った時点では申立期間の保険料は過年度保険料となることから、B 市町村では申立期間の保険料の納付書を作成することはなかったと推認される。

また、申立人は、「昭和 56 年 1 月に B 市町村に転居した後、送付されてきた納付書により数回に分けて納付した。申立期間の領収書は無いが、同年 3 月分の領収書を所持している。」と主張しているところ、申立人が所持する 56 年 3 月分の納付書・領収証書は、C 社会保険事務所（当時）が作成した過

年度保険料を納付するための納付書であり、同年 10 月 2 日に納付されていることが確認できる。

さらに、C年金事務所では、「申立人の国民年金被保険者台帳を確認したところ、移管年月日が昭和 56 年 3 月 23 日、旧台帳送付なしと記載されており、当時、申立人の移管前の納付記録が確認できなかったため、移管があった同年 3 月のみを未納と記録し、当該月の過年度保険料の納付書を発行したものである。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの期間、54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から50年3月まで
② 昭和54年4月及び同年5月

申立期間①については、私が20歳になった時に、母がA市町村役場で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思う。

また、申立期間②については、会社を退職した平成9年10月頃、B市町村役場C支所で国民年金の加入手続をした際に、同支所の担当者から、「国民年金保険料の納付期間と重複する3か月の厚生年金保険の加入記録が見つかったので、このうち2か月分を国民年金保険料が未納となっている申立期間②に充当する。」と言われ、1か月分の保険料を現金で返してもらった。

申立期間①及び②が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私が20歳になった時に、母がA市町村役場で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月28日に払い出され、20歳に到達した47年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認でき、申立人の母親が国民年金の加入手続を行った時点で、申立期間①のうち48年3月以前については、時効により保険料を納付することができなかったと推認される。

また、申立期間①のうち、昭和48年4月以降の国民年金保険料については、申立人の母親が加入手続を行った時点で過年度保険料として納付可能であったものの、申立期間①当時、申立人と同一世帯であったその兄も、50年7月28日に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、43年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認できるところ、申立人と同様に50年

4月から納付された記録となっており、遡及して資格を取得した期間のうち、納付可能な期間の保険料を過年度納付した記録は無い。

さらに、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「平成9年10月頃にB市町村役場C支所の担当者から、還付される国民年金保険料について、申立期間②の保険料に充当すると言われた。」と主張しているところ、同時点では、還付される保険料を申立期間②の保険料に充当することは時効によりできなかったものと推認される。

また、申立人は、「B市町村役場C支所の担当者から、厚生年金保険の加入期間と重複する3か月のうち1か月分を返金すると言われ、その後、市町村役場から現金で1,000円ぐらい返金になった。」と述べているところ、オンライン記録から、厚生年金保険の加入期間と重複して納付されていた昭和51年5月から同年7月までの国民年金保険料（4,200円）については、社会保険事務所（当時）において、平成10年4月30日に申立人の銀行口座に還付する処理がされていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付（申立期間②については充当）していたものと認めることはできない。